

議案第 116 号令和 6 年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
の決算の認定について

議案第 116 号令和 6 年度大津市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算の認定について、ご説明いたします。

当会計は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条第 1 項に基づき設置しております。

それでは、主要な施策の成果説明書 166 ページをお願いいたします。

まず、概況であります。この貸付事業は、修学資金や就学支度資金等の貸付を行っているもので、令和 6 年度の貸付実績につきましては、別表 1 に記載のとおりであります。

貸付実績は、49 件、30,926,000 円となりました。

167 ページをお願いいたします。

歳入の部について、説明いたします。

款 1 繰入金、項 1 繰入金、説明欄 1 繰入金、一般会計繰入金につきましては、同法第 36 条第 4 項に定める基準の繰入金を一般会計から受けたもので、191 万円余りでした。

款 2 繰越金、項 1 繰越金、説明欄 1 繰越金、繰越金につきましては、前年度からの繰越金で 8,499 万円余りでした。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入、説明欄 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入につきましては 5,203 万円余りの収入がありました。

主な貸付資金であります母子福祉資金の現年分収納率は、95.91%でした。

168 ページをお願いいたします。

項 2 雑入、説明欄 1 違約金及び延納利息、及び説明欄 2 母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金として、131 万円余りの収入がありました。

以上、歳入合計は、1 億 4,025 万円余りであります。

169 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、項 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、目 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費は 198 万円余りで、主なものは電算システムのサポート委託料、その他は、郵送経費や消耗品等であります。

目 2 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、3,092 万円余りで、貸付の詳細は 166 ページの別表 1 のとおりであります。

歳出合計は 6,902 万円余りで、歳入、歳出差引 7,122 万円余りを令和 7 年度へ繰越することになりました。

以上、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。